

平成19年（行ツ）第321号

平成19年（行ヒ）第353号

決 定

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

上告人兼申立人	日 立 造 船 株 式 会 社
同代表者代表取締役	古 川 実
同訴訟代理人弁護士	寺 上 泰 照
	岩 下 圭 一
	佐 藤 水 暁

新潟市

被上告人兼相手方

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年（行コ）第289号、第334号損害賠償代位請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が平成19年8月29日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条

1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成 19 年 12 月 25 日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	那	須	弘	平
裁判官	藤	田	宙	靖
裁判官	堀	籠	幸	男
裁判官	田	原	睦	夫
裁判官	近	藤	崇	晴

これは正本である。

平成19年12月25日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 田 中

